〈浦和地判昭和43年7月9日〉

ＸとＡ間における詐欺の土地の売買について、Ｙが善意の第三者であることを認めた。この場合ＸよりＹの方がより保護の対象となるため、Ｘの請求を認めなかった。さらに、ＸはＡとＹ間の売買契約は通謀虚偽表示によるものであるため無効であるとする主張も述べたがこれも退けた。

追記：判決文中に理由について言及がなされていませんでした。